収益事業を行うための寄附行為の変更認可に

あたっての取り扱い方針

平成２８年６月２１日

令和７年４月１日改正

　私立学校法第１９条に基づく収益事業を行うため寄附行為の変更の認可を行う場合は、私立学校法及び「私立学校法第１９条第２項の規定に基づく学校法人等の行うことのできる収益事業の種類」（平成２８年大阪府教育長告示第１号（以下「本府告示」という。））に従い、この方針により判断する。

１．本府告示の第１の２に定める風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるものには、これらの事業に不動産を貸し付けるなどの便宜を供与する事業も含む。

２．次のような場合は、本府告示の第１の３に定める規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なものであること。

1. 収益事業の収入及び支出の規模が、当該学校法人の収益事業を除く収入及び支出の規模を上回る場合
2. 当該学校法人の設置する学校の資産、予算、決算、教職員数等の状態に照らして、収益事業の資産、予算、決算、職員数等が過大で、教育研究事業に必要な基本財産、資金、施設設備等の維持や教職員の雇用を圧迫するおそれがある場合

３．次のような場合は、本府告示の第１の４に定める学校法人以外の者に対する名義の貸与、その他不正の方法によって経営されるものであること。

1. 収益事業の計画、内容、方法、予算、執行管理等事業経営の基本的な事項について、学校法人の理事会、評議員会の適切な意思決定や審査・監査が行なわれないなど、学校法人以外の者に収益事業の経営のすべてが委ねられるような方法で経営されるおそれがある場合
2. 学校法人が当該収益事業に係る業務の委託を行なうにあたり、適正な委託契約が締結されず、業務委託を受けた学校法人以外の者が学校法人の名義を使用して事業経営を行うおそれがある場合

４．次のような場合は、本府告示の第１の５に定める学校法人の設置する学校の教育に支障のあるものであること

1. 当該学校の学則に定める休業日以外の日にあって、始業時刻から終業時刻迄の時間帯（クラブ活動等の課外活動を行う時間帯を含む。）に、当該学校法人が設置する学校の校地あるいは校舎の一部又は全部を当該収益事業の事業場として使用する場合で、以下の条件を満たすことが明らかでなく、教育研究事業及び附帯事業等の円滑な遂行を妨げるおそれがある場合

　ア　当該学校として使用する部分と、事業場として使用する部分の区分が明確であること。また、事業場として使用する部分が一棟の建物の一部分であって、２以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。

　イ　出入口及び当該事業場に至る通路等が事業場の専用であって、在学生(園児)が利用するものと区分されていること。ただし、不特定多数の人や従業員等の出入りが随時にない場合はこの限りでない。

　ウ　騒音・煤煙・臭気を著しく発生させるなど環境面や保健衛生、教育などの観点から社会通念上当該学校の教育に悪影響がないこと。

　エ　校地あるいは校舎の面積は、事業場として使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。

1. 当該学校の学則に定める休業日以外の日にあって、始業時刻から終業時刻までの時間帯（クラブ活動等の課外活動を行う時間帯を含む。）に、当該学校の教育用の設備、機械、器具、標本、図書等を使用する場合で、教育研究事業及び附帯事業等の円滑な遂行を妨げるおそれがある場合

1. 当該学校の専任又は兼任の教職員が収益事業に従事する場合で、教職員として教育研究事業等に従事すべき所定の就業時間と当該収益事業に従事する時間が明確に区分されていない場合

５．当該収益事業の実施に伴って、教育研究用施設・設備に安全管理上の問題が生じないよう、また、児童生徒等に危害を加えるおそれのある者の校地及び校舎への侵入を容易にするなど児童生徒等の安全管理に懸念が生じることがないよう、適切な措置が講じられていること。

６．収益事業の収支状況や収益の取り扱い等について、以下の内容が確認されていること。

1. 確実に安定した収益が生じると見込める事業であること。
2. 当該収益事業に係る借入金（長期借入金、短期借入金のみ。買掛金、未払金を含まない。）は、原則認められないこと。
3. 当該収益事業開始後に収支が悪化するなど状況に変化があった場合、速やかに当初の事業計画が見直され、適切な対応がなされること。

1. 当該収益事業から生じた収益は当該法人が設置する学校の経営の目的のために使用すること。ただし、当該収益事業の遂行に必要な経費に充てるため、適正な範囲で次年度に繰り越すことは認められる。
2. 収益事業から生じた収益は、理事等に分配しないこと。

７．当該収益事業を開始するにあたって、周辺住民等地元への周知や必要な調整が適切になされていること。

８．当該収益事業の実施に係る関係法令等を遵守し、適正な手続きが取られていること。